

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市仁尾町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（畠かん補修事業）仁尾地区）を行うことについて平成19年2月28日適当と決定した。

その関係書類を三豊市仁尾支所事業課において平成19年3月16日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成19年3月9日

香川県知事 真鍋武紀